

○常滑市健康づくり推進会議設置要綱

令和2年10月22日要綱第70号

改正

令和6年2月28日要綱第12号

令和7年3月31日要綱第31号

常滑市健康づくり推進会議設置要綱

(設置)

第1条 市民の生涯を通じた健康づくりの実現に向け、地域特性に応じた健康づくり対策を総合的に推進することを目的とし、常滑市健康づくり推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 「健康日本21とこなめ計画」の策定及び評価に関すること。
- (2) 保健事業の企画及び調整に関すること。
- (3) 常滑市保健センターの管理運営に関すること。
- (4) その他健康づくりの推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、8人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し又は指名する。

- (1) 医療機関等の代表者
- (2) 保健センター所長
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 健康づくりに関する活動を行う団体の代表者
- (5) その他会長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とし、市長が委嘱又は、指名する。

4 委員の再任はこれを妨げない。

(会長)

第4条 推進会議には会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ指名された委員がその職務を代理する。
(会議)

第5条 推進会議は、会長が招集する。

- 2 推進会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 推進会議の議長は、会長が務める。
- 4 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(部会)

第6条 推進会議は、第2条に掲げる事務を専門的に調査又は審議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、市又は関係団体から推薦を受けた者により組織する。
(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、健康推進課において処理する。
(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月22日から施行し、同年9月1日から適用する。

附 則 (令和6年2月28日要綱第12号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月31日要綱第31号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。